

ワークトライアル事業運営業務 ご質問への回答

質 問	回 答
<p>●選考の実施について</p> <p>①選考対象としての例外規定で企業都合による離職等があるが、支援事業受講中に病気等やむえない事情により研修が中断しその後、正社員としての就職が出来なかった方は対象になるのか。</p> <p>●体験付きミニ合説について</p> <p>①職業体験付き、ミニ合説は5社以上での開催とあるが参加企業全社で職業体験が必要なのか。</p> <p>②職業体験は具体的に、どのようなイメージを想定していますか。具体例があればご教示ください。</p> <p>●就職準備金について</p> <p>①期限に定めのない雇用とあるが、正社員だけではなく無期雇用の方も当てはまるのか。</p> <p>②人数の想定が25人だが、それ以上、対象人数がいた場合はどうなるのか。</p> <p>③実習期間中に1人の方が複数回、同様ケースになる可能性もありますが、同様に準備金を給付するのか。</p> <p>④1人1回限りとして30,000円を支給とあるが、具体的に支給までどのような流れになるのか。受託者は支給に対し何をするのか。</p> <p>●契約締結について</p> <p>①契約締結が4月上旬とあるが、1期の座学研修期間が5月中旬となると、研修生募集を4月初旬から開始したいと考えるが、契約締結前に、広報活動を行うことは可能か（新聞折込などを想定）</p> <p>●事業費について</p> <p>①前年と比べて事業費が増えているが貴市として何分の費用が不足していると考え増額しているのか。</p> <p>●研修会場について</p> <p>①コロナ対策の所で、会場の広さが40名定員の場合1テーブル2人掛けで、間にパーテーションを置いての対応は可能か。</p>	<p>●選考の実施について</p> <p>①ご本人の現在の病状や就職意欲等を勘案したうえで、本市と協議の上、対象の可否を決定となります。</p> <p>●体験付きミニ合説について</p> <p>①お見込みのとおりです。</p> <p>②レジ打ち、警備服の着用、車椅子を使用した介助等、実際に行う業務の一部を体験できることを想定しています。</p> <p>●就職準備金について</p> <p>①該当しますが、原則正社員就職を想定しています。</p> <p>②当初契約金額を超える場合は、対象者全員に支給できるよう改定契約を行います。</p> <p>③仕様書に記載のとおり、就職準備金の支給は研修生1人につき1回限りです。</p> <p>④要件に該当することを確認後、対象者へ支給します。支給後は、挙証書類（受領書や雇用契約書等）を札幌市へ提出していただきます。</p> <p>●契約締結について</p> <p>①準備行為として広報活動を行うことは妨げませんが、その際にかかった経費については、契約範囲外となるため、ご注意ください。</p> <p>●事業費について</p> <p>①定員の増加、職業体験付き小規模合同企業説明会及び広報費等に関する増額です。</p> <p>●研修会場について</p> <p>①可能です。</p>